

顔識別機能付きカメラシステム利用の データガバナンス

稲本義範
Inamoto Yoshinori

工業会日本万引防止システム協会（JEAS）会長・個人情報管理室長、NPO法人全国万引犯罪防止機構理事・普及推進委員長、一般社団法人総合防犯士会 茨城県防犯設備協会 理事、東京万引き防止市民合同会議 防犯設備副委員長、万引き防止のための防犯責任者養成講座担当講師、高千穂交機株式会社 事業開発室 上席コンサルタント、公認不正検査士、総合防犯設備士、ロス対策士、防災士、G検定2024#1。



今回は、防犯シ
ステムのこれ
ガバ

システム（一般にいう防犯用の顔認証シ
民間利用にあたってのAI利用のデー
等のセキュリティ機器分野）として、

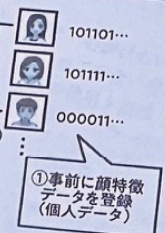
登録された顔特徴データを照合し
に登録されている特定の個人
と」と定義されている。

顔識別機能付きカメラシステム
仕組み（図表1）

カメラシステムによる検知
顔画像から顔特徴デー
データベースに登録する

する
特徴データを抽

で照合用
の照合
が高い



など
利用について」リーフレット

社のグループ会社の
の防止のため、万引
いせつ等の犯罪行
向上を利用目的とし
カメラの設置や、カメ
防犯に役立てる仕組

れた場合には当社

下までお願い致し



カメラシステムを
保護上の注意点

システムには、その
ないことによ
に監視されてい
くおそれがあ
関与する事業

Japan Business Law Review

ビジネス法務6

特集1「損害賠償の実務課題」総チェック

特集2 スポットワークの法律問題

新連載 要件事実・事実認定の徹底的入門 / インバウンド法務の勘どころ

平成31年6月1日
発行（第1000号）
Vol.25
No.6
Jun. 2025